

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の概要

法改正の必要性

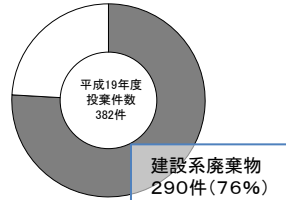
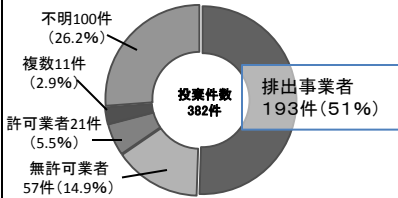
平成22年2月 環境省

I. 廃棄物の適正な処理を巡る課題

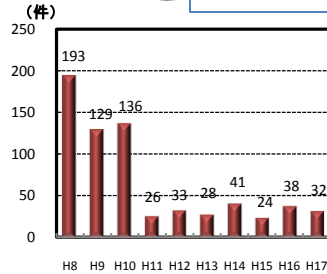
①不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要

■不法投棄の実行者

■不法投棄された廃棄物の種類



■排出事業者による不法投棄

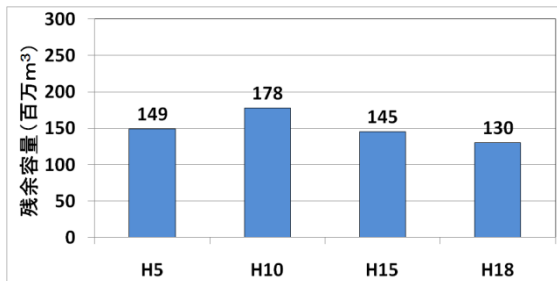


■産業廃棄物最終処分場の新規設置許可件数

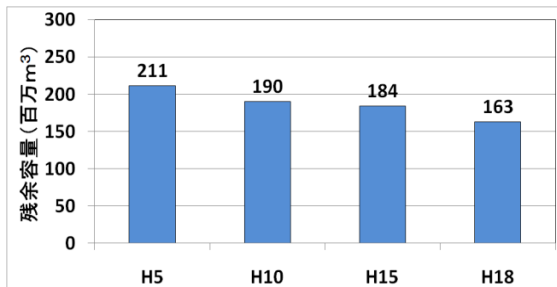
②廃棄物処理施設(最終処分場等)による環境汚染への住民不安に配慮し、維持管理対策の強化が必要

■最終処分場の残余容量

●一般廃棄物
残余年数(H18)
→ 15.6年分
(首都圏は17.0年分)



●産業廃棄物
残余年数(H18)
→ 7.5年分
(首都圏は4.4年分)



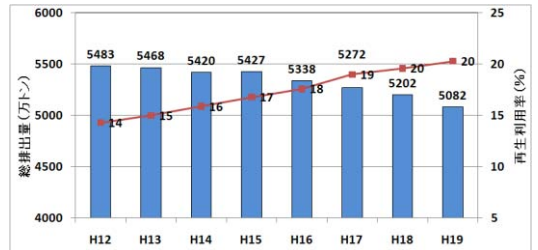
③優良な廃棄物処理業者の育成

II. 廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題

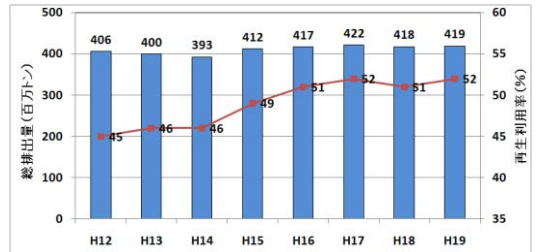
①再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分

■総排出量・再生利用率

●一般廃棄物



●産業廃棄物



②廃棄物の循環的利用の確保が必要

■国外廃棄物の輸入事例

- 海外工場で廃棄され、途上国では適正処理が困難な廃蛍光管、バックライト、廃乾電池を輸入し、国内において水銀等の資源を回収する。
- 自社製品の解体部品のうち、途上国で適正処理が困難な使用済み感光体ドラム等を輸入し、国内において資源回収する。



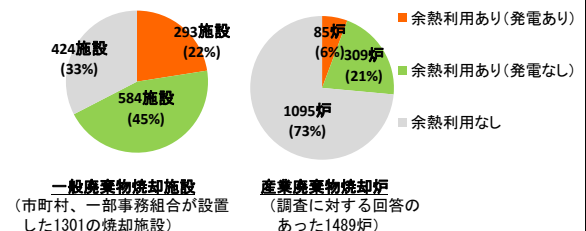
■国外での不適正な廃棄物処理事例(ベトナム)

→被覆銅線の野焼き(銅線回収)

③廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない

■熱回収の状況(平成18年度)

(余熱利用の状況)



一般廃棄物焼却施設
(市町村、一部事務組合が設置した1301の焼却施設)

産業廃棄物焼却炉
(調査に対する回答のあった1489炉)

法案の概要

1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

- ①産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ②建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。
- ③不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ④従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。
※現行法では、1億円以下の罰金。

2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
- ②設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる。

3. 廃棄物処理業の優良化の推進等

- ①優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。
※現行法では、産業廃棄物処理業の許可の期間は一律に5年。
- ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

4. 排出抑制の徹底

- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。
※現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない。

5. 適正な循環的利用の確保

- 廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。
※現行法では、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めている。

6. 焼却時の熱利用の促進

- 廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の登録を受けられることのできる制度を創設。

【施行期日】公布の日から1年以内で政令で定める日から施行する。